

兵庫県公報

平成22年5月28日 金曜日 第2187号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	3
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	3

告 示

兵庫県告示第620号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成18年兵庫県告示第589号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成22年6月5日限りで消滅する。

平成22年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

坊勢加入区



兵庫県告示第621号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成22年6月6日から発生する。

平成22年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

坊勢加入区



兵庫県告示第622号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社帝国電機製作所
たつの市新宮町平野60番地
代表取締役社長 宮地 國雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社帝国電機製作所

たつの市新宮町平野60番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	260m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後10日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～17時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9～11	9～11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	900	1,700
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	800	1,600
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	380
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	12	15
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1.7	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	1.6

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 5月28日から同年 6月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点移設）
- 2 作業期間
平成22年 3月12日から同年 4月12日まで
- 3 作業地域
加古川市加古川町中津地域



兵庫県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.917号矢間畦野線
- 3 事業施行期間
平成22年 5月28日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
川西市水明台4丁目、向陽台3丁目、清流台、西畦野字丸山及び字東通り並びに東畦野字美野谷及び1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第625号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成22年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有限会社サンクリエイト
代表者の氏名 石 関 眞 也
住所 堺市西区浜寺石津町西3丁目4番25号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 尼崎サンホテル出屋敷駅前
所在地 尼崎市宮内町1丁目26番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成22年 5月28日から同年 6月10日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成22年 5月28日から同年 6月10日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成22年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
200 リットル 券	漁船 以外の 船舶	H24 1457397 ～ H24 1457413	平成22年 6月20日	17	たつの市龍野町富永147-3 伏見屋鋤油 株式会社	西播磨 県民局	平成22年 4月21日
100 リットル 券	同上	H24 1457414 ～ H24 1457426	同	13	同 上	同上	同
20 リットル 券	同上	H24 1457439 ～ H24 1457450	同	12	同 上	同上	同
10 リットル 券	同上	H24 1457451 ～ H24 1457464	同	14	同 上	同上	同